

岡北地第69号  
平成30年 4月11日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成29年9, 10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成29年9, 10月実施分）

北区役所地域整備課

指摘事項

○収入事務について

平成29年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が道路占用料において12万円余（収納率1.1%）認められました。

債権管理を徹底のうえ、今後とも未収金の解消に格段の努力をしてください。

また、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望します。

○改善措置状況

滞納繰越分の収入未済額については、納入を促した結果、平成30年3月31日現在、89,487円（収納率68.8%）を収入しました。本措置にもかかわらず滞納額の納入に応じない滞納者に対しては、占用物件の現地確認や、引き続き督促を行う等、債権管理を徹底のうえ、未収金の解消に努力をしたいと思います。

また、現年度分については、窓口にて新規の占用許可書を交付する際、領収書にて納入を確認した後に占用許可書を交付するという業務の流れを徹底することにより、滞納繰越を生じないよう努めます。